

令和7年度

川越市立特別支援学校 いじめ防止基本方針



目 次

はじめに

I 基本方針 1

1 いじめに対する基本理念

2 いじめの定義

3 いじめの防止等のための組織【別紙1】

4 いじめの防止

5 いじめの早期発見【別紙2】

6 いじめの対処【別紙2】

7 重大事態への対処

8 その他の留意事項

II 保護者・地域との連携 8

III 関係機関との連携 9

IV いじめ防止年間指導計画【別紙3】

は じ め に

子どもは、日本の未来にとってかけがえのない存在であり、その一人一人の心と体は大切にされなければならない。今や国の課題として挙げられるいじめは、いじめを受けた子どもの教育を受ける権利を侵害し、心と体の健全な成長及び人格の形成に深刻な影響をもたらすだけでなく、子どもの生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあり、基本的人権を侵害するものである。

川越市では、平成24年10月、川越市議会において、「いじめの延長上の傷害事件を教訓にいじめ再発防止を強く求める決議」が採択され、「いじめが人間として許されないことであること」「いかに人間は互いに尊重されるべき存在であるか」を学校教育の柱として示すこと、家庭でも話し合い、教職員、生徒、保護者、地域全体の共通認識とするよう努めること、いじめの防止、早期発見、発生時の対応を強化することを基本方針とし、市内全市立小・中・特・高で、いじめ問題に取り組んできた。

いじめは、いつでもどこにおいても起こり得ると同時に、どの子どももいじめの対象として被害者にも加害者にもなり得るものである。このようないじめを防止し、次代を担う子どもが健やかに成長し、安心して学ぶことができる環境を実現することは、学校や家庭、地域、関係諸機関を含めた、社会全体が取り組むべき重要な課題である。そこで、本校では、平成25年6月28日に公布された「いじめ防止対策推進法」、平成29年3月16日の国の基本方針の改定並びに平成29年度7月の「埼玉県いじめの防止等のための基本的な方針」の改定及び平成30年7月24日の「川越市いじめ防止等のための基本的な方針」の改定を踏まえここに川越市立特別支援学校いじめ防止基本方針を改定するものである。また、令和2年度においては生徒指導委員会を拡大し、校内委員会を発足した。子ども一人一人の尊厳を大切に、相互に尊重しあう社会の実現のため、いじめの防止についての基本理念を明らかにし、いじめの防止のための施策を総合的かつ効果的に推進していくため、本方針を示す。

川越市立特別支援学校（令和6年8月30日改訂）

I 基本方針

1 いじめ防止に対する基本理念

- 「いじめが人間として許されないことであること」「いかに人間は互いに尊重されるべき存在であるか」を学校教育の柱として示す。
 - いじめについて家庭でも話し合い、教職員、生徒、保護者、地域全体がいじめについて共通認識を持てるよう努める。
 - いじめの防止、早期発見、発生時の対応を強化する。
- (1) 日常的にいじめの問題について触れ、生徒に「いじめを絶対に許さない」心を育てること。
 - (2) いじめは、大人に気付きにくいところで行われることが多いため、生徒からのいじめのサインを、大人が見逃さないようにすること。
 - (3) いじめ問題に対し、学校、家庭、地域、関係機関が連携し、あらゆる教育活動を通して「思いやりの心」を育て、全ての生徒が安心して学校生活を送れるよう、いじめのない学校づくりをすること。
 - (4) いじめが発生した場合に備え、迅速に組織的な対応がとれるよう、日頃より校内の体制を整備すること。
 - (5) いじめ問題が発生した場合には、学校、家庭、地域で情報を共有し、いじめられている生徒を絶対に守り通すとともに、いじめている生徒には、教育的配慮の下、毅然とした対応と粘り強い指導を行うこと。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（「いじめ防止対策推進法」第2条）

具体的ないじめの様態は、以下のようなものがある。

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする

- ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・ 金品をたかられる
- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

- (1) 個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的にならないよう、いじめられた生徒の立場に立つて行う。また、いじめの認知については「校内いじめ対策委員会」を活用して行う。
- (2) けんかのように見える場合であっても、該当生徒の力関係を考慮し、判断する。
- (3) いじめられている生徒の中には、自分が被害者である自覚がない場合があるが、聞き取り調査等でいじめの事実が確認された場合には、いじめとして対応する。
- (4) いじめの中に、犯罪行為として取り扱われるべきと認められるものや、生命、身体等に重大な被害が生じるようなものは、教育的配慮や被害者の意向への配慮の上で、警察と連携して対応する。

3 いじめ防止等のための組織【別紙1】

4 いじめの防止

生徒が、周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安心・安全に学校生活を送ることができるよう、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行う。

- (1) 日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気为学校全体に醸成する。
- (2) いじめとは何かについて、具体的に列挙して目につく場所に掲示するなど、生徒と教職員が認識を共有する。
- (3) 道徳教育や人権教育、キャリア教育の充実、体験活動等の推進により、お互いの人格を尊重する態度や他者と円滑にコミュニケーションを図る能力を育てる。
- (4) いじめ加害の背景に、学校生活や人間関係等のストレスが要因の一つとしてかかわっていることを踏まえ、一人一人を大切にしたいわかりやすい

授業づくり、一人一人が活躍できる集団づくりを進める。

- (5) 学校の教育活動全体を通じ、全ての生徒が活躍でき、他者の役に立っていると感じることのできる機会を提供し、自己有用感が高められるよう努める。
- (6) 生徒がいじめの問題について学び、主体的に考え、生徒自身がいじめの防止を訴えるような取組を推進する。具体的には生徒会主催でのいじめについて考える機会等を設定し、防止活動に取り組めるようにする。
- (7) 自分がいじめを受けたと思った時の確認の手立てを指導し、障害特性等から来る勘違いや思い込みがないかを自分で確認できるようにする。

5 いじめの早期発見【別紙2】

いじめは大人の目の届きにくいところで発生しており、学校・家庭・地域が協力し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。

- (1) 朝の会では、出席確認や健康観察を丁寧に行い生徒の変化やいじめの兆候を見逃さず、対応する。
- (2) 定期的な学校アンケート調査や教育相談の実施等により、生徒が日頃からいじめを訴えやすい機会や場をつくる。
- (3) 生活ノートや個人面談の機会を有効に活用し、日頃から生徒の様子や行動に気を配る。
- (4) 日頃から生徒とコミュニケーションを大切にし、いじめを訴えやすい人間関係を構築する。
- (5) 家庭訪問や保護者アンケート調査を積極的に行い、家庭と連携して生徒を見守る。
- (6) 地域や関係機関と日常的に連携し、積極的に情報の共有を行う。
- (7) パスワード付きサイトや SNS を利用したいじめについては、発見が難しいため、生徒の変化を見逃さず、教育相談等によりいじめの実態を掴む。
- (8) 生徒の様子をよく観察し、些細な変化も見逃さないようにし、変化や気づいたことなどを職員で共有する。

6 いじめの対処【別紙2】

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織

的に対応する。その際、被害生徒を守り通すとともに、毅然とした態度で加害生徒を指導する。また、教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応に当たる。

(1) いじめの発見・通報を受けたときの対応

- ・ いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。
- ・ 「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴し、その日の内に行動する。
- ・ いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。
- ・ 発見・通報を受けた教職員は、「校内いじめ対策委員会」で直ちに情報を共有する。
- ・ 速やかに関係生徒から事情を聞き取り、いじめの事実の有無の確認を行う。
- ・ 校長は、教育委員会に事実確認の結果を報告するとともに、被害・加害生徒の保護者に連絡する。
- ・ 指導に困難な際、または生徒の生命、身体等に重大な被害が生じるおそれがある際は、ためらうことなく、所轄警察署と連携して対処する。

(2) いじめられた生徒及びその保護者への支援【被害者直接指導班】

- ・ いじめられた生徒から、事実関係の聴取を行う。家庭訪問等により、その日のうちに迅速に保護者に事実関係を伝える。
- ・ 状況に応じて見守りを行うなど、いじめられた生徒の安全を確保する。
- ・ いじめられた生徒に寄り添い、支えることのできる校内体制をつくる。
- ・ 状況に応じて、いじめた生徒を別室で指導する。
- ・ 必要に応じて、いじめられた生徒の心のケアのため、関係機関の協力を得る。
- ・ 解決したと思われる場合も、見守りながら経過を観察し、折に触れ必要な支援を行う。
- ・ 2週間以上の長期休業期間中等、学校に登校しない状況が長く続く場合には必ず連絡を入れ、変化等がないか確認する。定期的な状況把握や心のケアに務める。
- ・ 定期的な面談等、卒業時までの長期的、継続的なケアを続ける。

(3) いじめた生徒への指導及びその保護者への助言【加害者直接指導班】

- ・ いじめたとされる生徒から、事実関係の聴取を行う。いじめが確認された場合、複数の教職員、必要に応じて心理や福祉等の専門家など外部専門家の協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。
- ・ 迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求める。
- ・ いじめた生徒への指導の際、「いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であること」を理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- ・ いじめた生徒が抱える問題、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の健全な人格の形成に配慮する。
- ・ いじめの状況に応じて、特別の指導計画による指導、警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をする。
- ・ 定期的な面談等、卒業時までの長期的、継続的なケアを続ける。

(4) いじめが起きた集団への働きかけ

- ・ いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。
- ・ 誰かに知らせる勇気を持つよう伝えるとともに、はやしたてるなど同調する行為は、いじめに加担する行為であることを理解させる。
- ・ 全ての生徒が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進める。

(5) ネット上のいじめへの対応

- ・ ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。
- ・ 必要に応じて法務局又は地方法務局、所轄警察署と連携して対応する。
- ・ ネットパトロールと連携し、ネット上のトラブルの早期発見に努める。
- ・ ネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など、関係機関の取組について周知する。
- ・ パスワード付きサイトや SNS を利用したいじめについては、発見しに

くいため、情報モラル教育の推進を進めるとともに、これらについての保護者への啓発を進めていく。

7 重大事態への対処

重大事態が発生した場合は、同種の事故の発生防止に資するため、速やかに適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行い、教育委員会や保護者に必要な情報を適切に提供する。

(1) 重大事態とは、いじめにより、生徒が次のような状況に至った場合とする。

- ・ 生徒が自殺を企図した
- ・ 身体に重大な傷害を負った
- ・ 金品等に重大な被害を被った
- ・ 精神性の疾患を発症した
- ・ 相当の期間（30日）学校を欠席することを余儀なくされた

(2) 重大事態が発生した場合、速やかに教育委員会へ発生を報告する。

（「事故速報」にて報告）

- ・ 生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査に当たる。
- ・ 従前の経緯や事案の特性、いじめられた生徒又は保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査では十分な結果を得られないと教育委員会が判断する場合は、教育委員会が主体で調査を行う。学校の教育活動に支障が生じるおそれがある場合も同様である。

(3) 学校は教育委員会の指導・助言のもと、重大事態の調査組織を設置し、事実関係を明確にするための調査を実施する。

- ・ 組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図り、調査の公平性・中立性を確保する。
- ・ いじめ行為の事実関係を、いつ、誰から行われ、どのような様態であつ

たか、いじめを生んだ背景や人間関係にどのような問題があったのか、学校はどのように対応したのかを客観的に速やかに明確にする。

- ・いじめられた生徒からの聞き取りが可能な場合、事実関係の確認とともに、いじめた生徒への指導を行い、いじめ行為を止める。
- ・いじめられた生徒に対しては、事情や心情を聴取し、いじめられた生徒の状況に合わせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。
- ・いじめられた生徒からの聞き取りが不可能な場合、当該生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に調査を行う。

(4) 調査で明らかになった事実関係を、いじめを受けた生徒及びその保護者に対し適切に提供する。

- ・情報の提供に当たっては、他の生徒のプライバシー保護に配慮するなど関係者の個人情報に十分配慮する。

(5) 調査結果については、教育委員会に報告する。

(「いじめ問題重大事態調査報告書」にて報告)

8 その他の留意事項

(1) 組織的な指導体制

- ・校長を中心に全教職員が一致協力体制を確立する。
- ・令和2年度より、生徒指導委員会を拡大し校内委員会を発足した。
これにより組織の情報共有・体制を強化する。
- ・「校内いじめ対策委員会」の構成員については、校内委員会を中心に、必要に応じて、学校運営協議会、PTA役員、心理や福祉等の専門家など外部専門家を含むものとする。
- ・「校内いじめ対策委員会」「校内委員会」で情報を共有し、組織的に対応する。
- ・いじめの問題等に関する指導記録を保存し、生徒の進路先に、適切に引継ぎや情報提供ができる体制をとる。
- ・必要に応じて、心理や福祉等の専門家など外部専門家が参加しながら対応する。

- ・学校のいじめ防止基本方針やいじめ防止年間計画の作成及び実施に当たっては、保護者や地域住民の意見も参考にする。

(2) 校内研修の充実

- ・各学校のいじめ防止年間計画に基づき、いじめを始めとする生徒指導上の諸問題等に関する校内研修を行う。

(3) 校務の効率化

- ・教職員が生徒と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるよう、校務分掌を適正化するなど、校務の効率化を図る。

(4) 学校評価と教員評価

- ・学校評価においては、問題を隠さず、いじめの実態把握や対応が促されるよう、実態に即した目標の設定や、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、評価結果を踏まえてその改善に取り組む。
- ・教員評価においては、いじめの問題に関する目標設定や目標への対応状況を評価する。

(5) 地域や家庭との連携について

- ・学校基本方針等について地域や保護者の理解を得ることで、地域や家庭に対して、いじめ問題の重要性の認識を広めるとともに、家庭訪問や学校通信などを通じて家庭との緊密な連携協力を図る。
- ・学校運営協議会や地域人材をいじめの発生時のみならず、予防的観点からも活用する。

Ⅱ 保護者・地域との連携

いじめ問題の早期発見・早期解決と未然防止に向けた家庭、地域の取組を支援する。

(1) 相談窓口の周知

- ・「相談窓口広報パンフレット」の配布による、月1回の「みんなの相談室」の周知、精神科学校医への相談

(2) 情報モラルの啓発

- ・埼特P連の研修会等における情報モラルの啓発
(埼玉県警察本部サイバー犯罪対策課との連携)

(3) いじめの未然防止の広報啓発

- ・「ストップいじめ」の配布による、いじめの未然防止の啓発
- ・学校だより、保護者会、保護者との面談等でいじめ問題に対する取り組みを周知し、いじめ問題に対する啓発を行う。

III 関係機関との連携

いじめの内容に応じて、関係機関との連携を図り、迅速な解決と未然防止を図る。

(1) 警察との連携

- ・川越警察署生活安全課との日常的な連携
- ・定期的な学校警察連絡協議会での情報の共有
- ・スクールサポーターとの連携
- ・いじめ・少年非行防止撲滅啓もう活動「小江戸川越SPEC」の実施
- ・「川越市いじめ防止連絡協議会」における連携
- ・埼玉県警察本部サイバー犯罪対策課との連携による、保護者への啓発

(2) 児童相談所、市福祉部局及び法務局との連携

- ・「川越市いじめ防止連絡協議会」における連携

(3) 就職先との連携

- ・社会との接続を見据えた連携
- ・本人たちの事実確認をする力の育成